

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能機能の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

長崎県知事

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 長崎県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、県税の賦課徴収に関する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 地方税法等の規定に基づき、納税者からの申告及び届出等による課税管理業務、収納・還付・充当等を行う収納管理業務、滞納情報による督促状等の送付や滞納整理等の滞納管理業務を行う。</p> <p>【課税管理事務】 A 納税者から提出される申告書等を受け付け、内容の確認を行う。 B 納税者が他機関(税務署、市町)に申告を行う。 C 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。 D 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 E 納税者に納税通知書を交付する。 F 納税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。 G 納税者に減免決定通知書等を送付する。</p> <p>【収納管理事務】 H 納税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。 I 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 J 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。 K 納税者から納税証明書の交付申請書を受け付け、確認を行う。 L 納税証明書を納税者に交付する。</p> <p>【滞納管理事務】 M 督促した納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。</p>
③システムの名称	県税総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム、長崎県電子県庁システム
2. 特定個人情報ファイル名	
県税総合システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<input type="radio"/> 番号法第9条第1項 別表24の項 <input type="radio"/> 番号法第9条第2項 <input type="radio"/> 長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<input type="radio"/> 番号法第19条第8号 に基づく主務省令 ・特定個人情報の照会 第2条の表49の項 ・特定個人情報の提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、本事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・各種申請及び申告書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された各種申請及び申告書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input checked="" type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	表紙 「公表日」	2015/4/28	2015/11/17	事前	
平成27年11月17日	I-3 「個人番号の利用」-「法令上の根拠」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例	事前	
平成28年6月14日	I-3 「個人番号の利用」-「法令上の根拠」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	条例制定に伴う名称変更等
平成28年6月14日	I-5 「評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	税務課長 末永 泰三	税務課長 萩本 秀人	事後	人事異動に伴う変更
平成30年7月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
平成30年7月4日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	I-1「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②	⑥③及び④	⑥③～⑤	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第21条各号 ・主務省令で定める情報 なし	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第21条各号 ・主務省令で定める情報 なし ○番号法第19条第8号	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	新設された評価項目の記載	事後	
令和2年11月16日	表紙 「公表日」	令和元年6月28日	令和2年11月16日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき、再び特定個人情報保護評価を実施
令和2年11月16日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①～⑬	A～M	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	県税総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	県税総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム、長崎県電子県庁システム	事後	記載漏れの追加
令和2年11月16日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第21条各号 ・主務省令で定める情報 なし ○番号法第19条第8号	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第21条各号 ・主務省令で定める情報 なし	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携において法令上の根拠とならないものを削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	長崎県総務部県民センター・税務課 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-894-3441(県民センター)、095-895-2212(税務課)	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	長崎県総務部税務課情報管理班 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-895-2216	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	しきい値判断の時点修正
令和2年11月16日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	しきい値判断の時点修正
令和2年11月16日	IV-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	現状にあわせた修正
令和2年11月16日	IV-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	現状にあわせた修正
令和3年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第21条各号 ・主務省令で定める情報 なし	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	番号法改正(令和3年9月1日)に伴う変更
令和6年12月18日	表紙 「特記事項」	・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記【特】個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。	・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。	事後	委託基準改正(令和5年3月15日)に伴う変更
令和6年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表24の項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	番号法等の一部を改正する法律の施行(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	○番号法第19条第8号 に基づく主務省令 ・特定個人情報の照会 第2条の表49の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	番号法等の一部を改正する法律の施行(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新設された評価項目の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和6年10月1日)に伴う変更